

# 最近のアスベスト問題の動向

本誌既刊号(Vol.12・2005年11月)でアスベスト(石綿)問題の特集したように、これまで顕在化していたアスベストの健康被害は、工場等での取り扱い(職業ばく露)の対象者が主でした。しかし、2005年6月の兵庫県尼崎市の事例から、一般の住民にもアスベストに起因した影響が拡大していることが懸念されるに至りました。このため政府では、アスベスト問題に関する関係閣僚が会合を持ち、問題の早期解決に向けて次々と対応を打ち出しました。

ここでは、先の特集以後の、関連法令の動向を中心に最近の対策等を取りまとめて紹介します。

## 健康被害救済制度

これまで、アスベストによる健康被害(中皮腫及び肺癌)の救済には、労災補償がありましたが、①労災補償等の対象とならない一般住民等や、②労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族における時効の成立等の課題が提起されてきました。このため、労災保険の適用外とされるアスベストによる被害者を救済するため、被害救済制度(石綿による健康被害の救済に関する法律)が2006年3月から施行されました。

イギリスでも同様の事例がありますが、わが国でのアスベストの輸入量と中皮腫による死亡者数の間には、輸入量の急増期(1960年代)と潜伏期間(40年)を加味するとその関連性が否定できないように思われます(図1)。また、労災認定者の占める割合が低いことがうかがわれます(同図)。なお、国内でのアスベストの生産は、第二次大戦中を除き、ほとんどないと言われています。

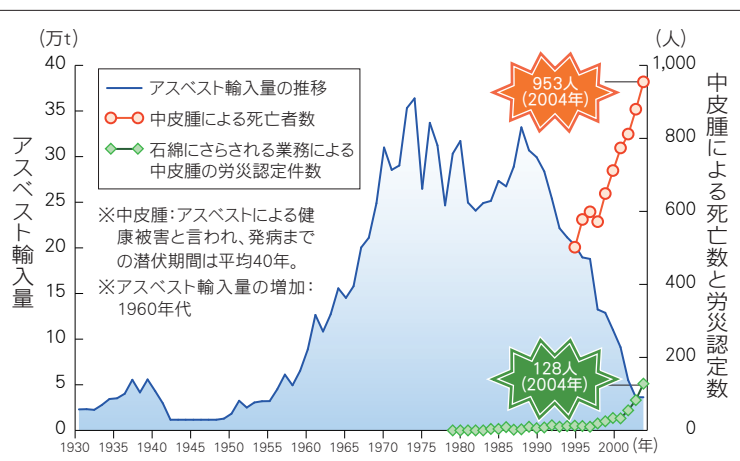


図1 アスベスト輸入量と中皮腫の発生動向

新しい制度による被害者救済のうち、一般住民を対象とするものは、指定疾病(中皮腫、肺癌等)の被害者の申請に基づいて認定と給付がなされるものです(図2)。申請は3月から開始されており、この6月までに2回にわたり、92人が認定されています。

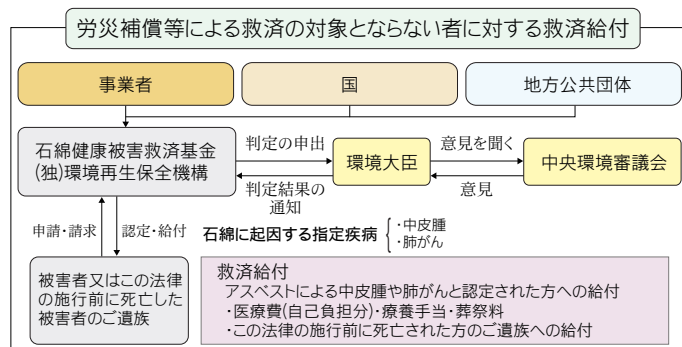


図2 労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付(環境省ウェブサイトより編集)

## アスベスト飛散対策

アスベストは、これまで建材等に多用されてきました。そのアスベスト自体が何らかの形で呼吸器に沈着して被害を引き起こすため、不用意な建物体や廃棄物としての不適切な処理による大気中への飛散を防止することが大きな課題となります。

このため、2006年2月に関連の4法が一括改正されました(表1)。これにより、既に使用されているアスベストの「負の遺産」対策は、制度的に整いました。このような国の対策とあわせて、地方自治体においても各種の対策を強化しています。

今後は、かなりの長期間にわたって、建物の解体等により発生するアスベストへの対策を地道に実施する必要があります。また、建物建材の診断や、環境大気のモニタリングの充実も必要となってきます。

表1 アスベストによる健康等に係る被害の防止のための、大気汚染防止法等の一部を改正する法律

| 改正された法律の名称            | アスベスト被害未然防止対策の内容                                |
|-----------------------|-------------------------------------------------|
| 大気汚染防止法の一部改正          | アスベスト使用の工作物(工場プラント等)について、解体作業時の飛散防止対策を義務付け      |
| 地方財政法の一部改正            | 地方公共団体が行う公共施設等のアスベスト除去経費を、地方債の起債の特例対象に          |
| 建築基準法の一部改正            | 建築物における吹き付けアスベスト等の使用を規制                         |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 | 大量発生するアスベスト廃棄物の溶融無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設 |

((独)環境再生保全機構ウェブサイトより)

## アスベストの環境濃度

環境省は、アスベスト問題の顕在化に伴い、2005年に、それまで一時中止していたアスベスト緊急大気濃度調査の一環として、石綿事業場の旧所在地や、現在飛散が懸念される事業場周辺地域など109地域において実施しました。その結果は2006年3月に公表されており、濃度自体には格段の問題は見いだされませんでした(表2)。

また、建材中のアスベストの含有量(重量%)の分析精度を向上させる努力も進んでいますが、ダイオキシン類のように濃縮操作できないため、一定の限界があるようです。

なお、図3は、関係閣僚会合が2005年12月にまとめた対策スキームの概要です。法制度の改正はすでに先の国会で成立し、公布されています。

表2 調査地域分類別に集計・整理した、「アスベスト緊急大気濃度調査」の結果

|        | 地域分類                        | 地域数 | 地点数 | 試料数 | 最小値<br>(本/L) | 最大値<br>(本/L) | 幾何平均値<br>(本/L) |
|--------|-----------------------------|-----|-----|-----|--------------|--------------|----------------|
|        | 石綿製品製造事業場の旧所在地              | 3   | 12  | 36  | 0.14未満       | 0.89         | 0.31           |
| 飛散懸念地域 | 石綿製品製造事業場等※1                | 17  | 34  | 102 | 0.11未満       | 1.75         | 0.34           |
|        | 廃棄処分場等                      | 21  | 41  | 117 | 0.11未満       | 2.70         | 0.49           |
|        | うち最終処分場                     | 12  | 23  | 65  | 0.11未満       | 1.69         | 0.42           |
|        | うち(中間処理施設【破砕施設有】)           | 5   | 10  | 28  | 0.14未満       | 2.70         | 0.64           |
|        | うち(中間処理施設等【破砕施設無】)          | 4   | 8   | 24  | 0.11未満       | 2.41         | 0.54           |
|        | 解体現場等(吹付け石綿除去工事)(敷地周辺※2)    | 17  | 64  | 64  | 0.10未満       | 2.15         | 0.26           |
|        | 解体現場等(吹付け石綿除去工事を除く)(敷地周辺※2) | 2   | 8   | 8   | 0.11未満       | 1.81         | 0.36           |
|        | 蛇紋岩地域                       | 3   | 6   | 18  | 0.11未満       | 0.39         | 0.19           |
|        | 高速道路及び幹線道路沿線                | 5   | 10  | 30  | 0.14未満       | 2.20         | 0.36           |
| 一般環境   | 住宅地域                        | 24  | 48  | 144 | 0.11未満       | 1.38         | 0.23           |
|        | 商工業地域                       | 13  | 26  | 78  | 0.10未満       | 1.56         | 0.23           |
|        | 農業地域                        | 4   | 8   | 24  | 0.11未満       | 0.68         | 0.31           |
| 排気口等   | 石綿製品製造事業場等(排気口付近)           | 9   | 9   | 27  | 0.10未満       | 2.72         | 0.36           |
|        | 解体現場等(吹付け石綿除去工事)(前室付近※2)    | 13  | 13  | 13  | 0.11未満       | 4.53         | 0.44           |
|        | 解体現場等(吹付け石綿除去工事)(排気口付近※2)   | 17  | 17  | 17  | 0.11未満       | 5.78         | 0.28           |
|        | 合計                          | 109 | 296 | 678 |              |              |                |

※1 石綿製品製造事業場等には、特定粉じん発生施設の他に、石綿を飛散させるおそれのある事業場や複数の事業場が散在する地域等も含まれています。石綿製品製造事業場が1つに特定可能な場合には敷地境界で、それ以外の場合にはその地域を代表すると考えられる地点において測定を実施しています。

※2 「解体現場等」には、建築物の解体工事の他に、吹付け石綿の除去工事を含んでいます。  
「吹付け石綿」とは大気汚染防止法上で定義される吹付け石綿を意味しています(例:吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)、石綿含有ひる石吹付け材、石綿含有パライト吹付け材等)  
「敷地周辺」とは、建築物の解体等が実施される施設の外側で、一般の人の通行等がある場所との境界、「前室付近」とは、作業員が出入りする際に石綿が直接外部に飛散しないように設けられた室の入口付近(外部側)、「排気口付近」とは、集じん・排気装置の外部への排気口付近を意味しています。

(環境省発表資料より)

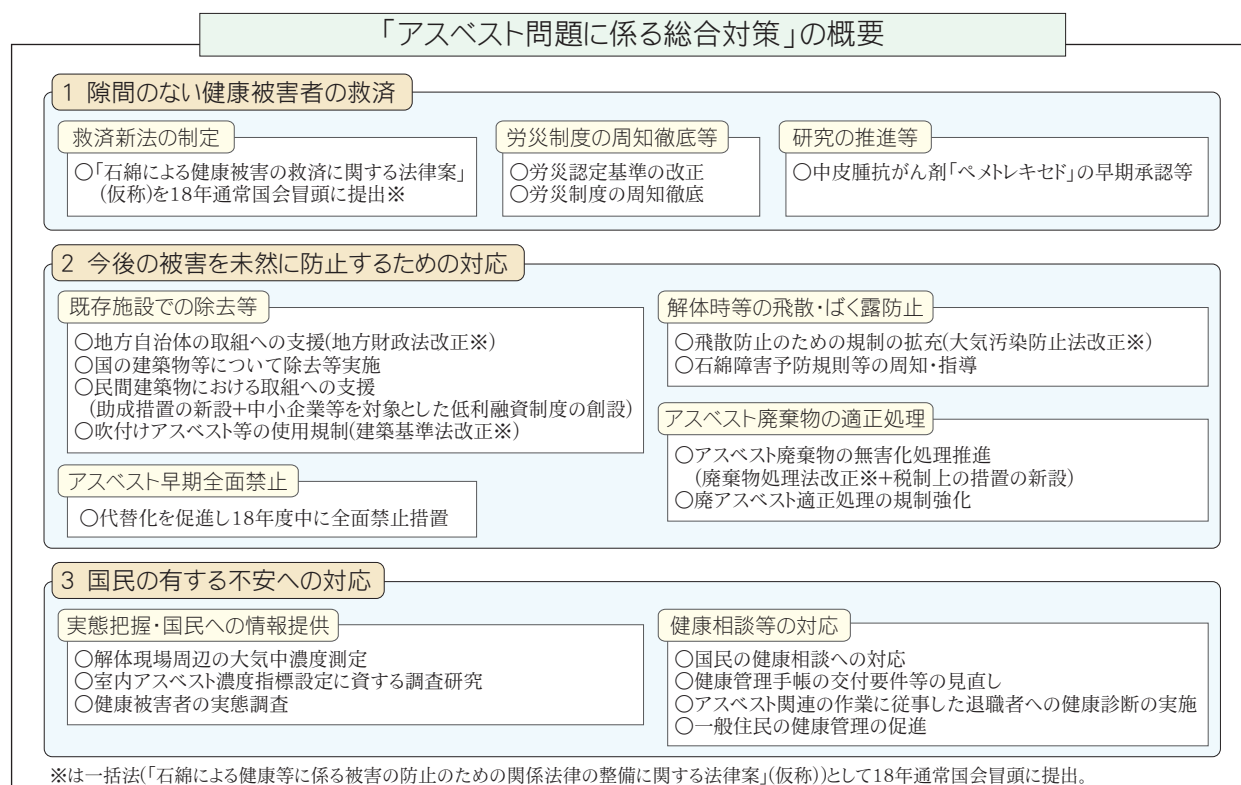


図3 「アスベスト問題に係る総合対策」の概要

(環境省「アスベスト問題に関する関係閣僚会合」(第5回:平成17年12月27日)資料より編集)

※この資料は上記の時点のものであり、これらの法律は成立済み。